

サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）によるサービス付き高齢者向け住宅（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）事業の登録制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、同制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(登録の申請)

第2条 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年国土交通省・厚生労働省令第2号。以下「規則」という。）に定める申請書を正副各1部、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類（様式第1号）
- (3) 入居契約に係る約款
- (4) サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、委託契約に係る書類
- (5) 法第7条第1項第8号に掲げる基準に適合することを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(登録の更新申請)

第3条 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新を受けようとする者は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録更新申請書（様式第2号）を正副各一部、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第2条第2項の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(登録)

第4条 市長は、第2条の登録又は第3条の登録の更新を受けようとする者（以下「登録等申請者」という。）から、登録又は更新の申請書（以下「登録申請書等」という。）の提出を受けたときは、審査のうえ、法第7条第2項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業登録簿（様式第3号）（以下「登録簿」という。）への登録を行うものとする。

2 市長は、前項により登録簿への登録を行ったときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（様式第4号）により登録等申請者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請が法第7条第1項に規定する基準に適合しないと認めるときは、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準に適合しない理由通知書（様式第5号）により登録等申請者にその旨を通知するものとする。

(登録の拒否)

第5条 市長は、登録申請書等の提出を受けた場合において、登録等申請者が法第8条第1項各号のいずれかに該当する者であるとき、又は法第6条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式第6号）により、登録等申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第6条 登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録住宅」という。）事業（以下「登録事業」という。）を行う者（以下「登録事業者」という。）は、登録事項に変更があったとき、又は添付書類の記載事項に変更があったときは、その日から30日以内に、規則に定める届出書により、市長に変更事項を届け出なければならない。

2 前項の届出書には、第2条第2項各号に掲げる図書のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。

3 第4条第1項及び第5条第1項の規定は、第1項の届出があった場合に準用する。

（登録簿の閲覧）

第7条 市長は、法第10条の規定に基づき第4条第1項の登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

（登録事業者の地位の承継の届出）

第8条 法第11条第1項又は第2項の規定により登録事業者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、サービス付き高齢者向け住宅事業の地位承継届出書（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、第2条第2項各号に掲げる図書のうち、当該承継に係るものを添付しなければならない。

3 第4条第1項及び第5条第1項の規定は、第1項の届出があった場合に準用する。

（廃業等の届出）

第9条 登録事業者は、法第12条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、その日の30日前までに、サービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書（様式第8号）により、市長に届け出なければならない。

（破産手続開始の届出）

第10条 登録事業者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人は、その日から30日以内に、サービス付き高齢者向け住宅事業登録事業者破産手続開始届出書（様式第9号）により、市長に届け出なければならない。

（登録の失効）

第11条 登録事業者が、法第5条第2項に定める登録の更新を受けなかった場合、又は法第12条第3項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の登録は、その効力を失う。

（登録事項の訂正等の指示）

第12条 市長は、登録された登録事項が事実と異なるときは、登録事業者に対し、当該事項の訂正の申請を行うよう指示するものとする。

2 市長は、登録事業が法第7条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、登録事業者に対し、登録事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示するものとする。

3 市長は、登録事業者が法第15条から第19条までの規定に違反し、又は法施行規則第22条に規定する事項を遵守していないと認めるときは、登録事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを指示するものとする。

（登録事項訂正の申請）

第13条 登録事業者は、登録事項が事実と異なるときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項訂正申請書（様式第10号）により、申請を行うものとする。

- 2 前項の申請書には、第2条第2項各号に掲げる図書のうち、当該訂正に係るものを添付しなければならない。
- 3 第4条第1項及び第5条第1項の規定は、第1項の申請があった場合に準用する。

(登録の取消し)

- 第14条 市長は、登録事業者が法第26条第1項各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。
- 2 市長は、登録事業者が法第26条第2項各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
 - 3 市長は、登録事業者の事務所の所在地又は当該登録事業者の所在（法人である場合は、その役員の所在）を確知できない場合、法施行規則第23条の規定によりその事実を公告し、その公告の日から30日を経過しても当該登録事業者から申し出がないときは、その登録を取り消すことができる。
 - 4 市長は、第1項又は第2項の規定により登録を取り消したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消し通知書（様式第11号）により、取り消した登録事業者にその旨を通知するものとする。

(登録の抹消)

- 第15条 登録事業者は、登録住宅の滅失その他の理由により、登録を抹消しようとする場合は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書（様式第12号）により、市長に登録の抹消を申請するものとする。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業の登録を抹消するものとする。
 - (1) 前項により登録事業者から登録の抹消の申請があったとき。
 - (2) 第11条の規定により登録が効力を失ったとき。
 - (3) 第14条第1項から第3項までの規定により登録事業の登録を取り消したとき。

(申請書及び届出書の提出方法)

- 第16条 この要綱に規定している市長への申請書及び届出書の提出は、第2条及び第3条を除き、郵送の方法によることができる。

(その他)

- 第17条 この要綱に規定のない事項で、登録制度の実施に必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年10月20日から実施する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。